

規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇六四

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満	1年未満	35,600円
1年以上	2年未満	35,600
2年以上	3年未満	35,600
3年以上	4年未満	35,600
4年以上	5年未満	35,600
5年以上	6年未満	35,600
6年以上	7年未満	34,300
7年以上	8年未満	33,000
8年以上	9年未満	31,800
9年以上	10年未満	30,500
10年以上	11年未満	29,300
11年以上	12年未満	28,000
12年以上	13年未満	26,700
13年以上	14年未満	25,500

14年以上	15年未満	24,500
15年以上	16年未満	23,500
16年以上	17年未満	22,500
17年以上	18年未満	21,600
18年以上	19年未満	20,600
19年以上	20年未満	19,600
20年以上	21年未満	18,600
21年以上	22年未満	18,200
22年以上	23年未満	17,800
23年以上	24年未満	17,100
24年以上	25年未満	16,700
25年以上	26年未満	16,200
26年以上	27年未満	15,800
27年以上	28年未満	15,400
28年以上	29年未満	14,800
29年以上	30年未満	14,600
30年以上	31年未満	14,400
31年以上	32年未満	13,900
32年以上	33年未満	13,300
33年以上	34年未満	12,700
34年以上	35年未満	12,200

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。